



フィールド・サービス・ニュース

富士重工業株式会社
東京都新宿区西新宿1丁目7番2号（本社）
電話03-343-5311（代表）
宇都宮市西原町680番地（工場）
電話0286-58-1111（代表）

発行番号 FAN-017
発行年月日 45年10月1日

FA-200 サービス通信 (S/B) 発行について

富士重工業（株）より発行するFA-200シリーズ航空機のサービス通信 (S/B) について運航者の取り扱いの便宜を図るため、その発行方針、種類、適用度および内容について説明いたします。

尚、このフィールド・サービス・ニュースは貴殿のサービス通信ファイルの冒頭にファイルし、御活用ください。

1. 発行方針

富士重工業（株）はFA-200の運航者に対し、下記の範囲に該当する事項について、サービス通信を発行致します。

- (1) 航空機、エンジン、プロペラ及び補機類（以下航空機等という）についての安全性、信頼性、性能、整備性、経済性の向上のための改修事項。
- (2) 航空機等を完全なる作動状態に維持するため特別な点検を必要とする場合で、下記の範囲のものが該当します。
 - a) 製作上の欠陥を発見するために検査点検の実施が要求される場合。
 - b) 初期欠陥発見のために1回限りの特別検査、点検の実施が要求される場合。
 - c) 不具合に対する是正処置がとられるまでの間、特別の検査点検の実施が要求される場合。
- (3) 特別なスケジュールを組み、富士重工業（株）に機体を入場あるいは作業員を派遣して実施する修理改造作業または緊急不可欠な部品交換工事の場合。

2. サービス通信の種類

サービス通信は下記の3種類に大別しています。

(1) 緊急通報

特に緊急な場合、富士重工業（株）サービス担当部署から電話電報、又はテレックス等で通報します。

この通報は(2)の緊急サービス通信として引続き発行されます。

(2) 緊急サービス通信

緊急に工事の実施または検査点検の実施が必要な場合に発行されるもので、赤色の用紙に印刷され、承認の欄に航空局承認申請中のスタンプと更に「ADVANCE COPY」のスタン



プが押され仮発行されます。この緊急サービス通信は航空局承認後、引き続き通常のサービス通信として正規に発行されます。

従って正規のサービス通信を受領した時点でこの緊急サービス通信は廃棄して下さい。

(3) 通常のサービス通信

正規のサービス通信として発行されるもので白色の用紙に印刷してあり、適用度が指令事項 (M a n d a t o r y) のサービス通信のみウイング・マークが赤色で印刷されています。

3 内 容

(1) サービス通信は下記の項目より構成されています。

- a 番 号 : 台帳に記載した番号が記入され、改訂版の場合は改訂記号 (A..B..C...) が記入されています。
- b 発 行 : 正式発行の手続きが完了した年月日が記入されています。改訂版に対してはその改訂の正式年月日が記入されています。
- c 標 題 : 内容が簡単に表わされたものが記入されています。
- d 適用機体 : 適用すべき F A - 2 0 0 の機体型式、製造番号が記入されています。
- e 適用度 : 指令事項 (M a n d a t o r y) 必須事項 (E s s e n t i a l) 要望事項 (D e s i r a b l e) 任意事項 (O p t i o n a l) の区別が記入されています。
- f 目 的 : 修理等の場合 (修理, 交換, 調整, 点検) そのサービス通信発行の目的又は理由が記入されています。
- g 指 示 : 修理等についてその具体的指示事項が簡単に記入されています。
- h 実施時期 : 修理等を実施すべき時期が具体的に記入されています。
- i 承 認 : 航空局承認対象となるものは航空局承認番号および承認年月日が入り、また修理改造, 検査に該当するものおよび予備品証明を要するものについては、その事が記入してあります。
上記以外のものについては「航空局承認対象外」と記入してあります。
- j 所要部品 : 改修等を実施するため必要な部品等がある場合、それらの品名, 部品番号, 1機分数量が記入され、この場合、納期及び有償, 無償の区別が併記されています。
- k 所要工具 : 改修等を実施するため必要な特殊工具, 又は特殊器材がある場合、その品名番号, 数量が記入されています。
- l 重量重心 : 上記の改修等を実施した場合、重量, 重心に変化がある場合、その変化量が記入されています。
- m 所要工数 : 上記の改修等の実施に必要な工数が記入されています。
- n 準拠資料 : 装備品の製造会社から発行された各種の通報にもとづいて作成したサービス通信でその準拠資料の番号, 発行日附が記入されています。
- o 作業手順 : 作業の詳細を実際の順序に合わせ、項目別に分けて記入されています。

(2) サービス通信の改訂は下記の要領で発行されます。



- a 改訂通知 : 改訂版発行の際は改訂通知書が添付されています。
- b 番号 : 改訂版の番号はもとの番号に順次 A, B, C 等の改訂記号がついています。
- c 識別 : 改訂版には改訂個所の右端に太さ約 2 mm の黒線がひかれています。

(3) その他

- a ページ : 各ページは右下にそのサービス通信の番号及びページ数が記入されています。
- b 目次 : 定期的にそれ迄発行されたサービス通信を取りまとめ、サービス通信目録がサービス通信 F A S - 0 0 0 として発行されます。

4. 適用度

適用度についての定義は下記の様に区分しています。

(1) 指令事項 (M a n d a t o r y)

耐空性を維持するために直接必要な改修, 又は検査点検であって, 航空局から M a n d a t o r y と指示され, T C D (耐空性改善通報) の発行されるもの。

(2) 必須事項 (E s s e n t i a l)

耐空性に影響があるので, できるだけ早急に改修又は検査点検を実施することを勧告するもの。

(3) 要望事項 (D e s i r a b l e)

信頼性, 性能, 整備性, 経済性の向上のため改修の実施が望ましいもの。

(4) 任意事項 (O p t i o n a l)

改修するかしないかの選択を運航者の意志に委ねるもの, あるいは運航者の希望によるもの。

尚, 以前に発行されたサービス通信は, 本フィールド・サービス・ニュースと異なる部分が多少ありますが, 今後, 本フィールド・サービス・ニュースに従い発行いたします。